

総務大臣
林 芳 正 殿

統計委員会委員長
津 谷 典 子

諮問第207号の答申
科学技術研究調査の変更について

本委員会は、諮問第207号による科学技術研究調査の変更（令和9年以降の調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和8年6月8日付け総統経第49号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「科学技術研究調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

ア 調査事項の変更

(ア) 調査事項の追加・変更（調査票甲（企業A）、調査票乙、調査票丙）

本申請では、第7期科学技術・イノベーション基本計画（令和8年3月27日閣議決定。以下「第7期基本計画」という。）において「国家戦略技術領域」として指定された6領域（AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー及び宇宙）における研究費の把握に対応するため、表1のとおり、調査事項を追加するとともに、長期的に継続して把握している特定目的別研究費（8分野）（以下「継続8分野」という。）との区別を明確化することを計画している。

表 1 本調査で見直す調査事項

変更案	現行
特定目的別研究費（8分野）	特定目的別研究費（8分野）
① ライフサイエンス分野	① ライフサイエンス分野
② 情報通信分野	② 情報通信分野
③ 環境分野	③ 環境分野
④ 物質・材料分野	④ 物質・材料分野
⑤ ナノテクノロジー分野	⑤ ナノテクノロジー分野
⑥ エネルギー分野	⑥ エネルギー分野
⑦ 宇宙開発分野 ※	⑦ 宇宙開発分野
⑧ 海洋開発分野	⑧ 海洋開発分野
特定技術別研究費（5分野）	特定目的別研究費（3分野）
① AI 分野（AI 搭載ロボットを含む） ※	① AI 分野
② バイオテクノロジー分野 ※	② バイオテクノロジー分野
③ 量子技術分野 ※	③ 量子技術分野
④ 半導体・光電融合技術分野 ※	（追加）
⑤ フュージョンエネルギー分野 ※	（追加）

（注 1）「※」は国家戦略技術領域と指定された 6 領域に該当

（注 2）「AI 分野（AI 搭載ロボットを含む）」は、従前の「AI 分野」と定義・範囲についての変更はないが、AI 搭載ロボットは当該分野に含まれる旨を明確化するため、名称を変更するもの。

具体的には、

- a 従来の特定目的別研究費（3 分野）（以下「現行 3 分野」という。）に「半導体・光電融合技術」分野及び「フュージョンエネルギー」分野（以下「追加 2 分野」という。）を新たに加えて計 5 分野に拡張するとともに、
- b 継続 8 分野との区別を明確化する観点から、当該 5 分野の名称を「特定技術別研究費」（以下「新 5 分野」という。）に変更するものである。

まず、a について、調査実施者は、追加 2 分野のうちの一部の研究費は、既存の分野に含まれているものと考えるが、追加 2 分野は、国家戦略技術領域として独立して項目立てされていることから、単独の研究費を把握する必要がある、これを既存の分野では明らかにすることができないため、新規で把握する必要があるとしている。

なお、関係府省からは「ロボット」及び「ヘルスケア」について、新規把握の要望もあったが、これらは国家戦略技術領域として独立した項目となっておらず、これらを含む既存の「AI」（注 2 参照）及び「バイオテクノロジー」によって把握するものとして関係府省の理解を得ていることから、新設は行わず、追加分野を必要最小限に抑制しているとしている。

次に、b について、調査実施者は、継続して把握する事項と政策ニーズに応じて把握する事項とを区分することで利用者の利便性向上に資するとしており、過去の統計委員会の審議においても同趣旨の意見^{（注 3）}があったことを踏まえたものとしている。

なお、継続 8 分野及び現行 3 分野の両者はいずれも、複数の分野にまたがる研究については重複計上可能な設計とし、重複チェック欄を設けている。重複チェックについ

ては、継続8分野と現行3分野との間は潜在的な重複関係にあり、区分をまたいで重複チェックをすると、全て重複有となってしまう可能性が高いことから、それぞれの区分内に限定して重複を把握することとしてきたところである。本申請における継続8分野と新5分野との間についても同様の関係にあると考えられることから、現行の扱いと同様に、それぞれの区分内に限定して重複を把握することとしている。

また、第7期基本計画への対応に加えて、報告者負担の軽減の観点から、継続8分野についてもゼロベースで廃止や類似項目の統合の可能性を検討したとしているが、以下のことが確認されたことから、統廃合は適当でないとしている。

- ・ 各府省での利活用や国際機関へのデータ提供等の実績が確認されたこと
- ・ 統廃合は関連施策の企画立案・実施や国際比較において大きな支障を生ずること

以上を踏まえると、本変更は、第7期基本計画において指定された「国家戦略技術領域」に係る政策ニーズに対応するものであり、継続8分野についても統廃合せず、引き続き把握していくことが求められていることから、適当である。

(注3) 平成28年9月29日統計委員会「資料1の参考資料1」において、「継続して把握する事項と一時的に把握する事項の区分が示されると、利用者の利便性の向上にも資するのではないかと考える」としている。

(イ) 調査事項の追加（調査票甲（企業B））

本申請では、調査票甲（企業B）^(注4)において、継続8分野及び新5分野を、新たに調査事項として追加することを計画している。

これについて、調査実施者は、近年の会社法や税法関連の制度改正により資本金が小さくても事業規模の大きい企業が少なからず存在していること、スタートアップ支援を含む関連施策の企画立案・実施や国際比較等の観点から本調査の調査結果に求められる役割が高まっていることを踏まえ、精度の高い基礎資料を提供するためには資本金規模によらず把握する必要があるとしている。

なお、当該項目は複数の分野にまたがる研究についても特段の調整（重複している部分について金額をあん分する等）をする必要がない設計のため、企業規模によらず回答可能であるとし、企業会計に詳しい有識者の賛同も得ているとしている。

以上を踏まえると、本変更は、我が国全体の研究開発の実態をよりの確に把握し、科学技術・イノベーション基本計画の進捗・成果の把握や国際比較可能性の向上に資するものであり、適当である。

(注4) 現行計画からの変更という観点で記載しているため、本文では「調査票甲（企業A）」又は「調査票甲（企業B）」としているが、本申請において、調査票甲の企業A及び企業Bは統合することを計画している。詳細は、後記イ（ア）参照。

(ウ) 調査事項の削除（調査票甲（企業A））

本申請では、調査票甲（企業A）において把握していた「製品・サービス分野別研究費」について、調査事項から削除することを計画している。

本調査事項は、研究開発費を製品・サービス分野ごとに把握することで研究開発活動と産業分野との対応関係を明らかにすることを趣旨とするものであり、国際的にもその有用性が認められている。

しかしながら、現状、国際比較の観点から OECD が求めている粒度に対応できていないため、OECD への結果提供は行っていない。また、国内においても、近年、科学技術

白書等における明確な利活用事例は確認できず、e-Stat における本項目の統計表のダウンロード件数も産業別結果の統計表（年間 1,000 件程度）の 3 分の 1 程度と相対的に少ない状況にある。さらに、本調査結果を利活用している関係府省（二次的利用を含む。）にヒアリングを行い、本項目を削除することについて国民経済計算を含めて差し支えないことを確認している。

一方、本調査の調査事項の見直しについては、統計委員会諮問第 154 号の答申（令和 3 年 7 月 30 日付け統計委第 12 号）において、「報告者負担の実態を適切に把握した上で、調査事項の削減等の必要性も含めて検討すること。」とされているところ（詳細は後記 2 参照）、本項目は研究開発費を製品・サービス分野ごとに分類して回答する必要があり、場合によっては研究者数等を用いたあん分作業を要するなど、報告者に相当の負担が伴うもの^{（注 5）}となっている。

以上を踏まえると、本変更は、重要なデータが把握できなくなることへの懸念があるものの、利活用状況が相対的に低調であることを関係府省へのヒアリング等により確認した上で削除するものであり、報告者負担の軽減に資するものであることから、適当である。

なお、以上に関して、委員からは、

- ・ 利活用が低調な背景には、現行の製品分野を中心とした分類が、時代に即していない可能性があることから、本調査事項の削除は妥当と考える。その上で、研究活動の実態や経済統計として把握すべきものについて、利活用ニーズの変化を踏まえ、より実態に即した分類への見直しを中長期的に検討すべきではないか。
- ・ 企業側の負担を考えれば致し方ないと思うが、産業と製品・サービスのマトリックスは生産性分析や組織資本に関する研究において重要なデータになっているのではないか。

との意見があり、それに対して、調査実施者から、今後、利活用ニーズへの対応の在り方について、諸外国の対応状況のリサーチも含めて中長期的に研究するとの説明があった。

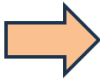
（注 5）回答状況をみると、内部で研究を実施している企業（回答企業）のうち、本調査事項についての回答が得られなかった企業は約 8 %（なお、回答企業のうち、8 割弱は 1 分野のみを計上）となっている。

イ 調査対象の範囲の変更

（ア）調査票甲（企業 A）及び調査票甲（企業 B）の統合に伴う変更

本申請では、従来、資本金規模により区分していた企業 A 及び企業 B について、表 2 のとおり、調査事項の見直しにより両者に対する調査項目が同一となることから、調査票を統合し一体的に実施することを計画している。

表2 調査票甲の統合の概要

調査票甲（企業A）	調査票甲（企業B）		調査票甲（統合）
【調査対象の範囲】 資本金又は出資金が 1億円以上 の会社	【調査対象の範囲】 資本金又は出資金が 1千万円以上1億円未満 の会社		【調査対象の範囲】 資本金又は出資金が 1千万円以上 の会社
【調査事項】 ①名称 (略)	【調査事項】 ①名称 (略)		【調査事項】 ①名称 (略)
⑯製品・サービス分野別研究費	—		—
⑰特定目的別研究費(8分野) (3分野)	—		⑯特定目的別研究費(8分野)
(略)	(略)		⑰特定技術別研究費(5分野) (略)
⑲社外へ支出した研究費	⑲社外へ支出した研究費		⑲社外へ支出した研究費

これについては、企業A及び企業Bの調査項目が同一となることから調査票を統合し、調査実施の合理化を図るものであり、統合そのものが推計方法等に影響を及ぼすものではないことから、適当である。

（イ）大学等出資会社を悉皆調査とする取扱いの取りやめ

本申請では、調査票甲（企業A）において令和4年調査から悉皆対象として調査を実施していた大学及び研究開発法人が出資した会社（以下「大学等出資会社」という。）について、悉皆対象としての取扱いを取りやめ、通常の抽出条件に戻すことを計画している。

大学等出資会社については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）の改正等により大学及び研究開発法人による出資が可能となったことを踏まえ、産学官連携の更なる活性化を促す方策を講じるために大学等出資会社への研究資金の流れを正確に把握する必要があるとの行政ニーズに対応するため、令和4年調査から悉皆対象として調査を実施してきたものであり、当該ニーズ自体は引き続き存在しているところである。

しかしながら、令和4年から7年調査までにおける大学等出資会社の調査対象企業数は表3のとおりであり、研究を実施している企業は表章可能な数に達していない。また、今後大学等出資会社が増加する可能性はあるものの、現時点でその蓋然性が高いとは認められず、関係府省から悉皆対象の取扱いの継続及び個別表章の要望もないことから、他の企業等と同様の扱いに戻すこととしたとしている。

表3 大学等出資会社の数

調査年次	調査対象企業	内部で研究している	外部へ研究費を支出
令和4年	2	0	1
5年	3	0	1
6年	6	1	1
7年	10	1	1

これについては、研究活動を行っている大学等出資会社が極めて少なく、令和4年から7年調査まで集計結果が表章不可となっている状況にあること、大学等出資会社に対する調査を要望していた内閣府とも大学等出資会社を他の企業等と同様の扱いに戻すことで調整済みであることから、適当である。

ウ 調査方法の変更

(ア) 経済構造実態調査からのデータ移送の取りやめ

本申請では、調査票甲において令和4年調査から実施していた経済構造実態調査からの「資本金」、「事業の種類」及び「総売上高」の3項目のデータ移送を取りやめ、本調査において把握することを計画している（図1参照）。

図1 現行調査票におけるデータ移送3項目（緑枠内の項目）

【1】企業の現況を記入してください				
資本金（6月1日現在） 001 十 百 千 万 十 百 千 万 円				
企業の事業の種類（年度） 002		生産品名又は営業種目を売上実績の多いものから順に記入してください 003 004 005		
総売上高（年度） 006 十 百 千 万 十 百 千 万 円		従業員総数（3月31日現在） 007 十 百 千 万 十 一 人		

取りやめの理由について、調査実施者は以下のとおり説明している。

- a データ移送については、調査票甲の対象企業約 13,000 のうち約 7,000 がデータ移送対象企業となっているところ、データ移送元の経済構造実態調査の調査票の回収スケジュールの影響もあり、当該企業の約半数について本調査の調査票の受付からデータ移送まで1か月以上、約2割が3か月以上の時間を要しており、これらには集計に間に合っていない1割強が含まれている。
- b このため、調査票の受付後、速やかな疑義照会が行えず、回答内容を忘れたため再確認の負担が生じたとする報告者の反応があるほか、データ移送対象企業が毎年変動することに伴い回答の要否が毎年変わることによる問合せも生じている（注6）。
- c また、集計に間に合わないデータ（移送対象企業のうち1割強）については、予定どおり公表を行うためにデータを補完せざるを得ない状況となっており、審査集計事務の負担や結果精度への影響も無視できない状況にある。

（注6）本調査と経済構造実態調査と両方の対象となる報告者（データ移送対象企業）は、毎年約 200 企業において移送対象・対象外が入れ替わるため、当該企業においては回答手順の変更や再確認等の事務負担を強いられる。

また、データ移送取りやめの代替措置等について、調査実施者は以下のとおり説明している。

- ① 3項目のうち、「資本金」及び「事業の種類」の2項目については、データ移送対象外企業も含めプレプリント事項とし、変更がある場合のみ回答作業が発生するものとする（表4参照）。
- ② 3項目のうち、残る「総売上高」については、報告者に回答いただく必要が生じるものの、当該項目は、一般に決算資料から特別な加工をすることなく転記可能であることから、相対的に報告者負担の増加は小さいものと考えられる（表4参照）。
- ③ また、データ移送の対象でなかった調査票乙についても、「主な事業及び研究の内容」を新たにプレプリント事項とすることにより、報告者全体としての負担軽減を図る。

表4 3項目（資本金、事業の種類、総売上高）における回答方法の変更内容

対象	変更案	現行
調査票甲 (データ移送対象企業:約 7,000)	・「資本金」、「事業の種類」は、プレプリント ・「総売上高」は要回答	<u>回答不要</u>
調査票甲 (データ移送対象外企業:約 6,000)		<u>要回答</u>

これについては、データ移送を取りやめることにより、報告者には新たな回答作業が生じるものの、

- i 報告者においては、データ移送に伴う疑義照会の遅延の解消や回答項目の固定化といった負担の軽減、
- ii 調査結果の利用者においては、移送3項目の遅延に伴う欠測値の解消による結果精度の向上、
- iii 調査実施者においては、データ移送作業や管理事務等に係る事務負担の軽減や審査事務等の効率化

が期待されることを考慮すると、現時点においてデータ移送を取りやめることはやむを得ないと判断する。

なお、経済構造実態調査からのデータ移送の取組自体、本調査の範囲を超えた制度的な検討課題であり、また、これを取りやめることで報告者に他の統計調査との重複回答を求めることとなると、一方でデータ移送を続けた場合の本調査の具体的な事務負担も考慮する必要がある。以上を踏まえて、このような本調査の範囲を超えたデータ移送の取組については、今後、AI等のデジタル技術の急速な進展や政府におけるデータ利活用の推進が期待されることから、データの把握のワンストップ化が実現される可能性も踏まえて引き続き検討する必要があると考える。

(イ) オンライン調査を中心とする記載への見直し

本申請では、本調査のオンライン回答率が約8割に達している現状等を踏まえて、表5のとおり、調査計画における調査方法の記載を、オンライン調査が主な調査方法であることを明記した記載に変更することを計画している。

表 5 調査方法の変更内容

変更案	現行
〔調査方法の概要〕 調査は、総務省が業務を委託した調査実施事業者が <u>オンライン回答に必要な情報を報告者に郵送し（報告者の要望等に応じて、調査票も郵送する。）</u> 、オンラインによる回答又は調査票を回収する方法により行う。	〔調査方法の概要〕 調査は、総務大臣が、調査実施事業者を活用し、調査票を調査組織体ごとに送付し、回収することにより行う。 <u>ただし、調査組織体が政府統計共同利用システム又は政府統計オンラインサポートシステムにより報告した場合は、当該システムから報告内容を入力する。</u>

本調査のオンライン回答率は、令和 4 年調査の 63.6%から令和 7 年調査では 79.0%まで上昇しており、このうち、政府統計オンライン回答サポート対象企業についてみると、令和 7 年調査では 88.4%に達している（表 6 参照）。

表 6 オンライン回答率の推移

	令和 4 年調査	令和 5 年調査	令和 6 年調査	令和 7 年調査
総数	63.6%	68.5%	75.7%	79.0%
政府統計オンライン回答サポート対象企業	72.3%	80.1%	85.6%	88.4%
政府統計オンライン回答サポート対象企業以外	62.0%	66.2%	73.8%	77.2%

なお、引き続き紙の調査票で回答している報告者も一定数存在していることから、前回調査において紙の調査票で回答した企業に対しては初回郵送物にオンライン ID 及び紙の調査票を同封するなど、報告者の状況に配慮した対応を行うこととしている。

これについては、オンライン回答率が約 8 割に達している現状等を踏まえて調査計画の記載内容を変更するものであり、また、紙の調査票で回答する報告者に対しては引き続き配慮した取組が行われることから、適当である。

エ 集計事項の変更

本申請では、調査事項の見直し等に伴い集計事項の整理を行うとともに、利活用が低下した分析表を削減することを計画している。

集計事項の整理については、前記アに掲げる調査事項の見直しに対応するものであり、適当である。

また、分析表の削減については、以下の状況を踏まえ、31 表から 16 表へ整理することを計画している。

- 産業細分類（223 区分）^{（注 7）}別の結果は、OECD への産業別結果の提供に当たり国際標準産業分類に組み換え可能となるよう詳細な産業分類での結果を作成する意図があるものの、標本設計上の層化基準の産業区分（40 区分）より相当に細かい表章であるため秘匿も多く、統計精度が粗くならざるを得ない状況にあり、その一部は OECD への結果提供や各府省での利活用等、具体の利活用が確認できていないこと
- 中小企業に限定した分析表は、過去に中小企業白書において引用されていたが、現在では別調査の値が使用されており引用が確認できない状況にある上、本調査では資本金 1 千万円未満の企業は対象外となっており、中小企業の実態を見る上で大きな制約があること

- ・ 継続企業^(注8)に限定した分析表は、過去に母集団情報更新の影響を見る上で利用されていたが、現在は毎年の年次フレームにより更新していることからニーズが低下しており、e-Statでのダウンロード件数も少なく、その他の利活用も確認されていないこと

これについては、利活用状況等を踏まえた対応であり、本調査結果を利活用している関係府省に対して確認した上での対応とのことであることから、適当である。

(注7) 本分類は、日本標準産業分類によらない本調査独自の産業分類である。

(注8) 「継続企業」とは、資本金10億円以上の企業及び資本金1億円以上10億円未満かつ前回調査で研究を実施していると回答した企業のうち、2年続けて調査に回答した企業をいう。

オ 調査の実施期間の変更

本申請では、政府統計オンライン回答サポート対象企業の回答期限を6月下旬から7月中旬に延長し、調査の実施期間を「5月中旬から7月中旬」に統一することを計画している(表7参照)。

表7 調査の実施期間の変更内容

変更案	現行
・ 調査日の属する年の5月中旬～7月中旬 ・ <u>(削除)</u>	・ 調査日の属する年の5月中旬～7月中旬 ・ <u>ただし、政府統計に関するオンライン回答サポート対象となる調査組織体(企業)については、調査日の属する年の5月中旬～6月下旬とする。</u>

回答期限の延長について、調査実施者は、例年、一定数の企業から「6月下旬までは繁忙期のため、7月に回答させてほしい。」との連絡を受けることから、回答期限を経済構造実態調査と同様の7月中旬とすることにより、こうした事情を抱える企業における繁忙期を回避し、確実な回答の確保に資するとしている。

これについては、これまでの調査実績を踏まえて報告者負担に配慮した変更であり、また、同時・統一的に実施している経済構造実態調査においても令和9年調査から回答期限を7月中旬に延長することとしており、整合性を図る観点からも、適当である。

カ 公表の方法の変更

本申請では、これまで「e-Stat」及び「印刷物」で公表していた調査結果について、表8のとおり、「印刷物」による公表を廃止することを計画している。

表8 調査結果の公表の方法の変更内容

変更案	現行
(1) 公表の方法 (■e-Stat □インターネット(e-Stat以外) □ <u>印刷物</u> □閲覧)	(1) 公表の方法 (■e-Stat □インターネット(e-Stat以外) <u>■印刷物</u> □閲覧)

調査実施者は、e-Statにおいてすべての統計表を公表しており、また総務省ホームページ上には結果の要約、結果の概要等印刷物で公表するすべての情報を掲載している。

これについては、利用者への影響も小さいものと想定されることから、適当である。

2 本調査に関する統計委員会諮問第 154 号の答申における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計委員会諮問第154号の答申において、「今後の調査事項の見直しに当たっては、報告者負担の実態を適切に把握した上で、調査事項の削減等の必要性も含めて検討すること。」と指摘されている。

これについて、調査実施者は、本変更として、令和8年3月に閣議決定された第7期基本計画において指定された「国家戦略技術領域」への対応として現行3分野を見直し、新5分野として再編するなどの調査事項の見直しを行うとともに、利活用状況が相対的に低調であり報告者に相当の負担を課していた「製品・サービス分野別研究費」を削除することとしたとしている。

これについては、前記1(2)アのとおり、利用者ニーズや政策ニーズの最新の動向を踏まえ、把握の必要性について十分に精査した上で調査事項を追加するとともに、利活用状況及び報告者負担を踏まえて調査事項を削除することとしていることから、適当である。

一方、今回削除することとした「製品・サービス分野別研究費」に関しては、分野の分類が時代に即していなかった可能性があり、今回設定することとした「特定技術別研究費」に関しては、今後ニーズが急速に変化する可能性も考えられる。このように考えると、研究分野の把握の在り方については、利用者ニーズや政策ニーズの最新の動向、及び報告者負担も踏まえ、不断に見直していく必要があることから、以上の見直しの必要性について、後記3の「今後の課題」に掲げることとしたい。

3 今後の課題

科学技術研究を取り巻く環境が急速に変化する中、継続した研究活動を的確に把握することは勿論のこと、新たな研究分野についても適切に捉える必要がある。したがって、研究分野の把握の在り方については、利用者ニーズや政策ニーズの最新の動向、及び報告者負担も踏まえ、不断の検討を行い、適時適切な見直しを図ること。